

四日市市告示第 87 号

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 27 年 3 月 13 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成 19 年四日市市告示第 137 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式を次のように改める。

第2号様式（第9条関係）

四日市市高等職業訓練促進給付金等支給（不支給）決定通知書

第 年 月 日 号

様

四日市市長

印

年 月 日付けで申請のありました高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金は、下記のとおり 支給する ・支給しない ことに決定しましたので通知します。

| | | | | |
|-----------------------------------|--------------|--|-----------|----------|
| フリガナ | | | 生 年 | 年 月 日 |
| 氏 名 | | | 月 日 | (歳) |
| 住 所 | | (〒 -) | | |
| 養成 機 関 及 び 修 業 内 容 | 養 成 機 関 名 | | | |
| | 修 業 期 間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | 養成区分 | 昼間・夜間・通信 |
| | 資 格 | 看護師 ・ 介護福祉士 ・ 保育士 ・ 理学療法士 ・ 作業療法士 ・ その他 () | | |
| 支給額 | | 月額 | 円 | |
| 支給対象期間 | | 年 月 日 ~ | 年 月 日 | |
| 振込口座 | | 銀行 | 支店・本店 () | |
| 不支給理由 | | | | |
| (備考) | | | | |

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(こども未来部こども保健福祉課)